

委員会提出議案第25号

中小企業向け緊急経済対策の実施を求める意見書

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融経済危機は、100年に1度と言われる規模に拡大しており、世界同時不況という異例の事態を招いています。

本年11月に開催された20か国・地域による金融・世界経済に関する首脳会合（金融サミット）において、この事態を打開するための財政出動を伴う景気対策をはじめ、広範囲な政策対応が必要であるとの認識で一致しました。

そのような状況下において、我が国の経済競争力と雇用を基盤として支える中小企業に対する重点的な資源の投入が必要とされ、国及び地方自治体による強いリーダーシップが求められています。

さいたま市においては、本年4月に緊急特別資金融資制度（セーフティネット資金融資制度）を導入し、今日までに認定要件の緩和、指定業種や限度額・融資枠の拡大などに取り組み、また11月13日には庁内に緊急経済対策会議を設置し、総合的な緊急経済対策に着手したところです。

以上のことから、国においても、日本の企業の99%以上を占める地域の中小企業等が引き続き安心して企業活動を行うことができるよう、緊急経済対策として、次の事項について早急に検討し、及び実施することを強く要望します。

- 1 事業資金の調達に支障を来している中小企業の支援のため、これまで実行した金融安定化施策の効果・課題を検証した上で、中小企業金融への公的関与の拡充を行うこと。
- 2 据置期間、融資枠及び限度額の必要かつ十分な確保を含めた資金融資制度の拡充を図ること。
- 3 建設業をはじめとする地域に密着した企業の支援のための、地域経済の需要創出・拡大のための思い切った財政出動を行うこと。
- 4 地域中小企業の経営基盤の強化と地域産業資源の活用を促進するよう、官公庁発注事業の中小企業者向け契約目標比率及び契約目標額を増大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月9日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 中 島 隆 一